**障がい者・高齢者の虐待防止と虐待を見逃さない地域づくりについて（会長声明）**

平成27年11月の新聞報道によると、障害者虐待防止法に基づき虐待の疑いがあるとして通報した者が、事業所から損害賠償を求められ、あるいは提訴されるという事案が埼玉県と鹿児島県で起きていることが明らかとなりました。また、高齢者虐待防止法に関わる事案でも同様の事態が生じています。

障害者虐待防止法や高齢者虐待防止法では、通報者に対し不利益な取り扱いをすることを禁じ、「虐待を受けたと思われる障がい者や高齢者」を発見した場合は、速やかに通報することを国民に義務付けるとともに、従事者等の専門職には早期発見に努める義務を課しています。

厚生労働省の調査によれば障害者福祉施設従事者等や養介護施設従事者等による虐待は増加傾向にあります。また、都道府県や市町村に指定（取消）権限のない届出による有料老人ホームや法に定めのない施設、無届の施設など、あらゆる生活の場で障がい者や高齢者に対する虐待が生じています。

長野県社会福祉士会は、人々の尊厳を尊重し、安心・安全な場所で共に暮らす社会の実現に努めることを倫理綱領で定めた専門職団体です。私たちは、「虐待は極めて重大な権利侵害である」という認識のもと、司法関係者をはじめ様々な関係機関と連携し虐待防止と虐待を見逃さない地域づくりに一層取り組むことをここに表明します。

併せて、長野県行政及び市町村行政において、次のことについて取り組まれることを強く求めます。

**一　施設従事者等に対する通報の促進について**

虐待は施設や家庭などの閉鎖的な環境において発生しやすく、施設従事者等による虐待を関知するきっかけとしては通報に頼らざるを得ない状況にあります。しかしながら、虐待防止法の趣旨に従って、県民が虐待の恐れがあるとして通報をしたことにより損害賠償や名誉毀損等で提訴されることになれば、県民はそのことを危惧して通報を躊躇し、結果的に虐待防止法の目的を損ないます。

そのため、①県や市町村から施設管理者等に対して、改めて、通報者に対する不利益扱いを禁じること、通報されたことを理由として通報者に対する提訴をしないことを、周知徹底され従事者等に積極的な通報を促すこと。更に、②そのような不利益扱い等を行った施設等に対しては、県として毅然とした態度で適切な対処を行うこと。併せて、③通報者を保護するための法整備について国に働きかけることを要望します。

**一　虐待を発生させない施設運営について**

施設管理者や従事者は、常日頃から虐待について関心を持ち、互いに虐待をしない職場環境をつくることに努めるとともに、研修等の実施や日常的に民生児童委員や地域住民などの第三者の目を入れることで開かれた施設運営に努めるなど、未然防止策を講ずる必要があります。

そこで、虐待を発生させない施設運営を実現するため、県や市町村から施設管理者等に対し、これらの措置を講ずるよう働きかけることを要望します。

**一　関係する市町村間の連携について**

施設従事者等による虐待は、施設が所在する市町村で対応することが原則ですが、住所地特例により、あるいは住所地を変更せずに入居している利用者の場合については、その支給決定や保険者である市町村も権利擁護の観点から連携・協力して対応することが求められます。

そこで、施設が所在する市町村のみに負担が偏らないよう、県が中心となって一定の基準や運用を設け、市町村間で連携し、迅速かつ適切な虐待対応を図られるよう要望します。

また、生活の場が多様化する中で、届出による有料老人ホーム、無届の施設などに高齢者等が入居し、生活することが増加していることから、市町村が施設の実態を速やかに把握できるよう、施設からの届出を一層促進する対処をとるよう要望します。

**一　市町村等の虐待対応における専門職の活用について**

虐待対応の第一義的責務を担う市町村等を支援し、障がい者や高齢者の安心・安全な生活を確保するため、本会では長野県弁護士会と協定を結び（障がい者については年度内協定締結をめざして準備中）虐待対応専門職チームの派遣を行っています。

養護者や施設従事者等による虐待対応が適切か再確認するためにも、県においては本チームの周知徹底を図られたいこと、市町村においては本チームの積極的な活用をされることを要望します。

平成２８年１月１５日

**一般社団法人長野県社会福祉士会**

**会　長　　三　村　仁　志**